

昭和五十年代に「男たちの旅路」と言うドラマがありました。
その中に、障がいのある車いすの青年を描いた「車輪の一步」というエピソードがあります。

ある日、青年は両親に、「いっぺんでいいから、トルコ風呂へ行ってみたい」と打ちあけます。
今で言うソープランドのことです。
障がいのある自分に嫁さんなんて来るはずがない、いっぺんでいいから、ああいうところでもいいから、女の人とつきあってみたいんだと、切実に訴えます。

母親は、青年に新しい服を着せてやり、父親は、お金を多めに持たせて、送り出します。

結局青年は車いすを理由に断られ、帰宅して、両親の前で泣き崩れるのです。

この青年の苦悩を、単なるいちじの性的好奇心と片づけられるでしょうか。
今も語り継がれるこのエピソードは、性とは、人間の尊厳であることを教えてくれます。

原判決は、性風俗関連特殊営業は、大多数の国民が共有する性的道義観念に反する、と言いました。

しかし、このような解釈は、風営法が改正されたときの政府答弁からも、風営法の条文からも、導くことはできません。

昭和五十九年改正のとき、
性風俗営業に対する規制は、「犯罪行為との結びつきやすさ」や「青少年の健全育成」を根拠に
していました。

平成十年改正のとき、
政府答弁に、はじめて「本質的に不健全」という言葉が出てきました。
しかし、やはりそのときの規制の根拠も、犯罪行為との結びつきやすさでした。

いずれの改正のときも、性道徳や、性的道義観念なるものは、まったく考慮されませんでした。

ところで、この「本質的に不健全」という説明が国会議事録に出てくるのは、平成十年改正のとき
が最初で最後です。

なぜ、このとき突然出てきたのか。

それは、風俗営業と性風俗営業を差別化したいと考えていた警察関係者の政策的意図のあらわれ、
いいかえれば、「健全化」の対象とされる風俗営業と比較するために、性風俗営業は「不健全」
でなければならなかったのです。

それまで不明瞭だった「不健全」という言葉の内容を説明したのが、警察庁出身の蔭山信さんが
書いた「注解風営法」という本でした。

原判決は、おそらくこの蔭山本を根拠として、性行為非公然性の原則、そして、親密特殊関係性の
原則を導き出し、性風俗営業は「健全化」の対象にはなりえないと結論づけました。

しかし、風営法の条文に「健全化」という言葉が盛り込まれた経緯をみれば、その概念は、性的道義観念に適うかどうかとはまったく関係ないことがわかります。

結局、昭和五十九年改正や平成十年改正のときの政府答弁を踏まえたとしても、また、条文解釈としても、性風俗関連特殊営業が、国民の性的道義観念に反すると認定することはできません。

そもそも「大多数の国民が共有する性的道義観念」などというものは、存在するのでしょうか。仮に存在するとして、性風俗関連特殊営業は、それに反するのでしょうか。私たちは、いっしんの判決後に、ある調査を行いました。その結果を、控訴審で明らかにするつもりです。

性風俗関連特殊営業には、まったく業態が異なるものが含まれます。
肉体的な接触を伴うデリバリーヘルス
舞台上でダンスやパフォーマンスを見せるストリップ劇場
場所を提供するラブホテル
商品を販売するアダルトショップ

時代が変わり、社会や、人々の意識が変わっていくなかで、それぞれが提供するサービスや価値、そして人々がそれらを必要とする理由も、変化しています。

たとえばいま、五十歳以上の男性の4人に1人は、一度も結婚したことがありません。未婚率は年々上がっていて、性的な関係を持つような特定のパートナーがいない人が増えています。

また、結婚している人の半分以上が、いわゆるセックスレスだといわれています。人生の伴侶と、性的なパートナーは、必ずしも一致しない現実があります。デリバリーヘルスの市場規模が、大きく成長している背景には、そうした社会の変化があります。

ラブホテルは、最近では女子会やリモートワークに使われることもあります。普通のホテルと、使われ方の違いがなくなりつつあります。

かつて全国に四百軒あったといわれるストリップ劇場は、今や十八軒になりました。ここ数年で、どの劇場でも、女性客が増えたといえます。見応えのあるダンスやパフォーマンスを、女性が安心して楽しめる場所になっています。

時代とともに変わってゆく性風俗営業。

ですが、そこで働く人たちにとっては、日々の生活の糧を得るための、いたって普通の仕事です。

私たちが訪れたあるラブホテルでは、従業員のほとんどはパートタイマーで、4分の1は高齢者でした。

本業の給料や、年金では足りない生活費を、パートで補っています。

また、日本の女性労働者の百人に1人は、セックスワークに従事していると推計されます。

一人で高齢の親の生活を支える女性

一人で子どもを育てる女性

病気の治療をしながら働く女性

それぞれの事情を抱えながら、人から必要とされ、感謝される仕事にやりがいを感じています。

もし事業者が廃業すれば、この人たちの生活はたちまち立ちゆかなくなり、自らの職業として選んだ仕事を失うのです。

「私たちはモンスターじゃない」

あるセックスワーカーが、そう言っていました。

人は、未知のものを恐れます。

知らない国

知らない民族

知らない病気

知らないから恐れ、それが差別や偏見につながります。

裁判官のみなさんには、「大多数の国民」などという架空の国民ではなく、

この社会にたしかに存在している国民、原告のような事業者、そこで働く国民、そして、その営業を必要としている国民に目を向けていただきたいと思います。

そして、後世を生きる国民が、差別のないこの国を誇れるような、そういう判断をしていただきたいと思っています。

原判決の論理構造

(別紙)
法廷揭示スライド

前提

大多数の国民が
ある**性的道義観念**を共有

前提

性風俗関連特殊営業は
一時の性的好奇心を満たし、
性的好奇心をそそるための
サービス(**本来の特徴**)

結論

その**本来の特徴**は、
性的道義観念に反し、
給付は理解を得られない

根拠は蔭山本？

**性行為非公然
の原則**

**親密特殊関係性
の原則**

チャタレー事件
判決等から

非公然性原則から？

これらを「踏まえれば」？

S59答弁

「性を売り物にし
た営業」

H10答弁

「本質的に
不健全な営業」

条文解釈

「風俗営業の健全
化に資するため」